



## トラックドライバーの改善基準告示が変わります

改善基準告示(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)は、トラックドライバーの労働時間などの労働条件の向上を図るため、労働基準法では規制が難しい拘束時間や休息期間、運転時間などの基準を定めたものです(厚生労働大臣告示)。4月から新しい告示適用されることになり、営業用トラック(緑ナンバー)運転者に加えて、自家用トラック(白ナンバー)運転者も対象となります。改正の主なポイントは下記となりますのでご確認ください。

### 改正の主なポイント

	改正前 (2024年3月31日まで)	改正後 (2024年4月1日以降)
1年、1カ月の拘束時間	1年3,516時間以内  1カ月293時間以内 【例外】1カ月320時間以内 ■条件 ・労使協定を締結する ・1年間の拘束時間が3,516時間以内の範囲であること	1年 <b>3,300時間以内</b> 1カ月 <b>284時間以内</b>  【例外】1カ月310時間以内(年6カ月まで) 1年3,400時間以内  ■条件 ・労使協定を締結する ・284時間超は連続3カ月まで ・1カ月の時間外+休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内 (上限16時間、15時間超は週2回まで)	<b>13時間以内</b> (上限 <b>15時間</b> 、 <b>14時間超は週2回までが目安</b> )  【例外】宿泊を伴う長距離貨物輸送の場合(※) 上限16時間まで延長可能  ※: 宿泊を伴う長距離貨物輸送とは ・1週間における運行が全て長距離貨物輸送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物輸送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続8時間以上	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない</b>  【例外】宿泊を伴う長距離貨物輸送の場合(※)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日を平均し1日あたり:9時間以内	2週間を平均し1週間あたり: <b>44時間以内</b>
連続運転時間	4時間以内 (運転の中断は1回が連続10分以上かつ合計で30分必要)	<b>4時間以内</b> 運転の中断は原則として休憩を与える(1回概ね連続10分以上かつ合計30分以上必要) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない  【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

拘束時間・運転時間などは上記が基本となりますが、「予期し得ない事象」への対応時間や、「特例①分割休息、②2人乗務、③隔日勤務、④フェリー」など例外的な取扱いもあります。詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索

